# (仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する 条例検討委員会 議事録

1	会議の名称	第 4 回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニ				
		ケーション支援に関する条例検討委員会				
2	会議の開催日時	令和元年 7 月 26 日(金) 午前 10 時~午前 12 時 30 分				
3	   会議の開催場所	栗東市コミュニティセンタ 公開の可否 公開の可否				
3	云巌の開催场所	一大宝東大会議室				
4	事務局(担当課)	福祉部 障がい福祉課 傍聴者数 4名				
5	非公開の理由					
	(非公開(会議	(会議				
	の一部非公開を					
	含む。)の場合)					
6		樽井委員長・西垣委員・野田委員・堀内委員・仲川委				
	出 席 委 員	員・岡本委員・大橋(博)委員・片岡委員・林委員・				
		佐多委員・大橋(順)委員				
		(以上 11 名)				
7		(1)条例構成案(素案)の提案				
	会議の議事	(2)検討				
		(3) その他				
8		● 次第				
	配布資料	● 資料1: (仮称) 栗東市手話言語条例(案)				
		● 資料2: (仮称) 栗東市障がい者のコミュニケー				
		ション支援に関する条例(案)				
		● 資料3: (仮称) 栗東市手話言語及び障がい者の				
		コミュニケーション支援に関する条例(案)				
		● 別紙:条例に対する意見・感想(非公開)				
		※資料 1~3、別紙については内部資料のため非公開とします				
9	審議等の内容	別紙のとおり				
	<u> </u>					

### (仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する 条例検討委員会 議事録

(令和元年7月26日(金)開催)

#### 1. 開会

#### 事務局

それでは、ただ今より第4回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会を始めさせていただきます。 まず始めに、傍聴者の報告を、委員長よろしくお願いいたします。

### 委員長

この会議は原則公開となっております。今回、傍聴希望者が4名おられます。 「栗東市付属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、傍聴を認めます。

#### 事務局

ありがとうございました。では、開会にあたりまして、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

# 委員長

みなさま、おはようございます。本日は大変暑い中、公私共にご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。委員長を仰せつかっております、龍谷大学の樽井でございます。本日の議論は、今後の条例のあり方についての、重要な審議となりますので、みなさまには積極的にご意見をいただき、結論を出していきたいと思います。本来であれば、しっかりとご挨拶すべきところではございますが、この後の議論もありますので、以上をもちまして簡単に開会の挨拶とさせていただきます。

## 事務局

では、出席者の確認のため、樽井委員長より、順に右回りでお名前をお願いいたします。

#### (順に自己紹介)

また、本検討委員会開催にあたり、意思疎通支援者として手話通訳者2名、要約筆記者4名、盲ろう通訳介助者2名にお越しいただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

では、本日の資料の確認をさせていただきます。

#### (資料確認)

それでは、(仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に 関する条例検討委員会設置要綱第 6 条により、これより委員長の進行で議事を 進めていただきたいと思います。

#### 2. 議事 (1) 条例構成案(素案)の提案

(2) 検討

### 委員長

ただいまから、協議に入りたいと思います。

資料1:(仮称)栗東市手話言語条例(案)

(以下、「資料1」という。)

資料 2: (仮称) 栗東市障がい者のコミュニケーション支援に関する条例(案)

(以下、「資料2」という。)

資料 3:(仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例(案)

(以下、「資料3。」という)

それぞれの案を出していただきました。これから話し合っていく内容は、条例を二つに分けて、手話言語の部分を独立させて進めるのか、それとも当初の栗東市案の通り、障がい者のコミュニケーション支援の条例と一体化して進めるのかという流れで出てきたものです。資料 1・資料 2 は独立させて分けた場合の案、資料 3 は一体として進めていく場合の案です。事務局から受けた資料 1・資料 2・資料 3 の説明内容について、確認や質問、この資料自体に対するご意見がありましたら、お願いいたします。

# 委員

先日資料を郵送していただいて、慌てて読みました。読ませていただいた中で、 気になる点がありました。1点目は、この案は、誰が考えて作られたのでしょう か。2点目は、条例文はこの検討委員会で決めていくという訳ではないのでしょ うか。3点目は、私たち当事者は何も知らないまま、資料が送られてきて初めて、 この文章を見ました。この文章がなぜろう者、聴覚障がい者なしで作られたので しょうか。私たちの想いは、この文章にはいらないということでしょうか。自分たちが排除されているように感じました。そのあたり、お答えいただければと思います。

#### 委員長

事務局からお答えいただけますか。

### 事務局

まず1点目について。この案は、誰が考えて作ったということではなく、障がい福祉課が提案させていただいたものであります。内容につきましては、あくまでたたき台でございます。前回の検討委員会の中で、次回条例案を出させていただくとお伝えしていたので、出させていただきました。中身につきましては、当事者それぞれ、様々な想いがあろうかと思いますので、これから変えていっていただいたら良いと思っております。先ほどおっしゃいましたが、我々の思いが入っていないということでしたら、これから入れていったら良いかと思います。そのための検討委員会でありますので、今回はあくまでたたき台ということで、よろしくお願いいたします。

### 委 員

確認です。これで確定ではないんですね。

#### 事務局

そうです。

## 委員

私たちの気持ちが入っていないというところで、気になっております。私たちの想いがきちんと入れ込まれたものを、作っていただけるとありがたいと思っております。

## 委員長

内容については、当然委員のみなさまからご意見を聞いて作っていきますので、あくまで現時点でのたたき台であるということ、手話言語の部分のみならず、他のコミュニケーションすべての部分において、具体的な中身については、この委員会で検討していきます。ただし、今回議論のたたき台となる事務局案がなければ、議論をしていくことができませんので、あくまで現時点の案として、事務局で作成していただいたものになります。中身はこれからしっかり議論して変えていきますので、ご了解いただけますでしょうか。

### 委員

たたき台の案を作っていただきまして、本当にありがとうございます。事務局の方に、御礼申し上げます。3つの案をどう考えていくのかということをこの委員会で考えていくにあたり、基本的な条例案の形を提示していただきたいとお願いしておりました。聴覚障がい者としては、やはり自分たちの想いというものを条文に盛り込んでほしいと思っております。委員会で検討をしていくことの意義の説明がなければ、私たちの想いは置いていけぼりになってしまうところでしたが、丁寧にたたき台を作っていただき、今日検討を進める上での案であるということを説明いただきました。この委員会では、私たちの意見を聴いて、当事者を含めたチームとしての作業を進めていくべきであり、そのような説明が必要だったと思います。しかし、資料を送っていただいた時に、当事者抜きで進められたという不安が、まず起こりました。そういう意味では、今日、当事者の意見を聴いて、丁寧に作業を進めていただける、そういう風になると感じました。1回目の会議の時に、今後のスケジュールの説明があり、条例を作るための作業チームを作っていただけると思っておりました。その辺りについて、私たちが不安を感じていたというのは正直なところです。

今の想いを含めて二つ質問したいと思います。1点目は、どこの市や県といった自治体の条例を参考にして作られたのか、お伺いしたいです。滋賀県内では、近江八幡市、米原市、大津市で手話言語条例が成立、他全国各地でも条例が成立しています。その条文はインターネットのホームページで見ることができます。私たちも、いろんな地域の条例を見てきました。栗東市のこの案は、どこを参考にされたのか、お聞きしたいと思います。

2 点目の質問です。この条例の文中に、「努めるものとする」という表現が何箇所か出てきました。義務ではなく努めるという表現が、ある意味逃げのような雰囲気だと感じています。条例というのは、一定の法的な拘束力があると思います。そのようなことについても、この中で議論が必要と思います。その部分が変わると、文体も変わってくると思います。栗東市の意見を聞きながら、この委員会の中で検討していく必要がありますので、今の 2 点の質問について、お答えをお願いします。

## 委員長

事務局からお願いします。

### 事務局

1点目についてお答えします。実際のところ、ここの自治体を真似たということはありません。様々な市や県が条例を制定されており、主に市レベルの条例を

参考にさせていただいた部分もあります。しかし、例えば聾話学校に関する表現は、どこの自治体を参考にしたという訳ではありません。栗東市オリジナルです。作成にあたって、栗東市としてのオリジナリティを出したい思い、作業をさせていただきました。先ほども申し上げましたが、この案は最終的なものではありません。栗東市の当事者の想いが入っていないというお叱りもありましたが、とりあえず今できる、作れる、考えられることを盛り込み、手作業をさせていただきました。この案を見られて、これはどこの真似だなと思われることはないと、事務局としては思っております。これは手話言語条例案だけではなく、3つの条例案全てにおいて、言えることです。

2点目の「努めるものとする」という表現について、逃げているのではないかというご指摘をいただきました。確かに、資料 1・資料 2 の財政上の措置について、「講ずることとする」と、予算の関係がありますので、予算がないものについては施策ができないということになります。その辺りは、最大限努力をしたいという意味合いで、「努めるものとする」という表現にさせていただいております。これはあくまで、現段階の案でございますので、その辺りについては、みなさんに議論をいただきたいと思っております。

2点目の作業チームにつきましては、今から作業チームを作って、みなさんに作業をしていただこうという時間はないかと思いますので、みなさんそれぞれから意見をいただいて、その作業については事務局でさせていただきたいと思っております。

# 委員

2点目の作業チームについて。作らないというよりも、委員会で出した意見に基づいて、事務局の方で作業をし、作るという風に私は理解しました。そうなると先程お話をされた、当事者の想いや意見を尊重して作るというところと、矛盾するのではないでしょうか。作業チームを作るというところの意味は、やはり文の作成に当事者が関わる、事務局が進めるのではなく委員のメンバーが入って作業をする、その必要性があるという風に、私は思っております。

### 事務局

逆に質問させていただきたいのですが、実際に文章をまとめたり打ったりということを、検討委員の方がやっていただくということでしょうか。我々の思いとしましては、それぞれの細かい意見をいただいた中で、意見に基づいた細かい作業をするという意味での事務局で、実際にみなさんは検討委員でございますので、作業をしていただくという風には思っておりません。私の認識が間違っておりますでしょうか。

### 委員長

確認ですが、ご心配されてるのは、この委員会だけでは意見を言い尽くせず、 作業チームがあった方がしっかりと意見を反映できるのではないか、この場で 意見を出しただけでは、十分に反映されないのではないかというご懸念でしょ うか。

## 委員

正直申し上げますと、手話言語条例(案)、障がい者のコミュニケーション支援に関する条例(案)、ろう者や障がい者にとって、読むということだけでも難しいのです。そして、読んでもすぐに理解するというのが難しいのです。議論をして、初めて理解ができるというところがあると思いますし、そういう意味で当事者目線での支援が必要ではないかと思っております。ここで出た意見をまとめて文章に打ち込むということではなく、文章の案そのものも障がい者が分かりやすいようにしていただきたいのです。この文章を見ると、少し遠回しな言い方が多いです。もう少しわかりやすい文章を作って欲しいという風に思います。そういうものがあれば、一般市民の方も分かりやすいと思いますし、当事者も主体的にそこに参加することが必要という観点からも、当事者も参加が必要だと申し上げているのです。

### 委員長

基本的には、この委員会での話し合いが、すべてです。ただし、しっかりと当事者の方、すべての障がい当事者の方の思いが反映されなければ、もちろん意味がない訳です。そういった板挟みの中、限られた委員会の回数、作業の時間の限界の中で、どこまで議論を尽くすかという点が難しいのですが、基本は委員会で話し合っていただいたことがすべてになります。ただし、今のご意見は大変重要な指摘ではあります。どのような形が可能か、作業チームという形になるのかは分かりませんが、事務局でご検討いただくということは可能でしょうか。

# 事務局

条例に限らず、市役所では様々な条例の制定や計画を策定しております。その 方法については、事務局が先ほど説明させていただいたように、事務局が案を出 させていただき、それに基づいて委員のみなさまからそれぞれの立場で意見を 言っていただき、修正をいただく。それをまた事務局に返していただき、事務局 で修正する。それをまた委員会で出させていただき、議論をいただき、それぞれ 修正し事務局に返していただくという流れで行っております。ですから、事務局 としましては、今回のたたき台の案について各委員や団体から文章を事務局に いただき、それを条例にしていきたいという思いを持っております。一から委員 のみなさまに作っていただくという思いは持ってはおりません。

### 委員長

事務局の説明に対し、いかがでしょうか。

### 委員

事務局で作る負担を考えると、作業チームを作って支援をしたいなという思いがあります。何度もやり取りをするのではなく、一回に集まって案を作って出すという方が、スムーズではないかと考えます。事務局の方法で、いろんな団体から意見を貰ってまとめて作る。そこに私たちの意見も反映してくださるのであれば、その方法でも良いのかなと思います。しかし、当事者の意見や表現を尊重するということを、忘れないでいただきたいと思います。当事者が文章を作って進めるということを、尊重していただきたいです。

#### 事務局

今回出させていただいた案の表現についてですが、条例というのは一般的な言葉ではなく、法律の用語や書き方に基づいて出されております。当然、当事者の方等の表現は最大限尊重させていただくのですが、それを条例にした場合、ルールが色々とありますので、今後、市の例規担当から修正が入るかと思います。ただし、言葉の表現や書きぶり、想いという部分を、一番に考えていきたいと思っております。

## 委員長

条例の中身については、この条例の形を決めてから、この後議論していきます。 最初の事務局の資料 1・資料 2・資料 3 の説明の中で出てきた内容について、質 問や確認事項等がありましたら、今お願いします。

(質問・意見特になし)

この後休憩を挟んで、手話言語の部分をどうしていくか、一本化したものでいくか、この辺りまたご意見をいただきたいと思います。

#### ~休憩~

## 委員長

前回の委員会で、栗東市聴覚障害者協会より、手話言語についての話題提供をいただき、委員全員で共有したところです。何のためにしていただいたかと言う

と、今後の条例のあり方について、手話言語の部分を独立した条例にするのか、 それとも当初の栗東市の案の通り、障がい者のコミュニケーション支援を合わ せ持った形で進めていくのかというところの議論があったためです。そして今 回の委員会の時に、みなさんにご意見をいただき、決めていきたいと申し上げて おりました。条例のあり方について、別々のものとして定めるのかどうか、みな さんから様々な意見をいただいて、進めていきたいと思いますのでよろしくお 願いいたします。

#### 事務局

まず初めに、本日欠席されている委員よりご意見や感想をいただいておりま すので、読み上げさせていただきます。

(別紙:条例に対する意見・感想 紹介)

### 委員長

では、みなさまからのご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

## 委員

資料について質問です。条例の文章というのはなかなか難しい感じがして、内容を掴むのが大変だなと私も思ったのですが、一つひとつの文章の後に、ろう者がわかりやすいような文章を付け加えることが可能なのかどうか、お伺いします。

また、繰り返しになるかもしれませんが、やはり文中に「努める」という言葉が多いと思いました。努めるというのは個人差もございますので、最低限ここまでやるというような、具体的な案が盛り込まれても良いのではと思いました。

## 委員長

今ご質問いただいたことに関しましては、条例の基本の形や方向性が決まってから、内容の検討としてご質問を受け止めて再度検討してまいります。

# 委 員

3つの案を読ませていただきました。そして私なりに考えさせていただきました。その中でまず、コミュニケーションをとるということが、一番大事かなと思いました。コミュニケーションそのものの中に、手話も含まれている、そして他の取り方もいろいろとあると思いますが、それがコミュニケーション条例に繋がっていくのかなと思いました。そうした中で、手話が言語であるということはよく分かります。私もそれなりに勉強させていただきました。前回は出席できな

かったのですが、独自に勉強させていただきました。

やはりコミュニケーションと手話言語を一緒に考えていくと、どちらもマイナスになっていくような気がしてなりません。二つを一緒にすれば、手話言語を何となく別に捉えてしまう、コミュニケーションも手話が頭につくことによって、結局何が言いたいのかという感じになってしまう、そういう風に思いました。よって私個人の意見ですが、別々に考えていかれるべきかと思います。そうした方が、それぞれの条例を持つ意味が、もっとはっきりしていくという様な気がします。私自身、最初の委員会の時に、手話はコミュニケーションを取るための手段の一つであるから、条例として一緒にしたらどうか、という風に考えを申し上げたと思います。でもやはり色々考えていく中で、手話は手話、コミュニケーションはコミュニケーションという考え方でいかれる方が良いのではと思いました。ただ一つ心配するのは、今後市の議会で諮問し決定されていくことになるので、二つに分けていくということを、市議会等々でそれはおかしいのではないかということになったら、とも思います。もしここにすべてを任せていただき、経過を説明した上で通っていくのであれば、別に分けて、それぞれを考えていかれる方がそれぞれに生きてくると、私自身思っております。

### 委員長

ご意見に出ていた手続き上の問題についてです。今後、この委員会で出た意見として尊重され、今後調整が必要となったとしても、進めていくことが可能で、この委員会の場では純粋に意見をどちらにするかという形だけで議論していき、これから成立させるまでの議会を含めた栗東市の調整を含めた手続き上のことについては、事務局にがんばっていただくということになりますが、よろしいでしょうか。

### 事務局

(了承)

# 委員長

では、純粋に、委員会としてのどちらで進めるかということに対して、ご意見 をいただければと思います。

## 委員

基本的な部分の確認になりますが、確認です。欠席委員の意見に、「手話言語」の条例は単独で「コミュニケーション支援」と同時制定が良いと思いますというご意見がありました。資料1と資料2、単独でそれぞれ制定をするというのが良いというご意見かと思います。個人的には資料1と資料3の選択で進んでいる

と思っていたのですが、違う選択の仕方があるのでしょうか。また、一つの条例を制定するのではなく、同時に二つの条例を市として制定することが可能なのかどうか、お聞きしたいです。

#### 委員長

資料 1・資料 2 のように同時に二つを作るか、資料 3 のように一つにまとめるか、この選択肢になります。つまり、一つ目の案が、独立したもの二つを同時進行で制定する、二つ目の案が二つが一体となったものを制定するということです。

### 委員

確認です。二つの案があり、一つは資料 1・資料 2 を同時進行して、別々のものを制定する。二つ目の案は、資料 3 の二つの条例を一つにしたものを制定する、その二つのどちらかという理解でよろしいですね。

### 委員長

はい、そうです。

### 委 員

いつも参加させていただいて思うのですが、手話の関係の方はすごく熱があって、強い想いがあるのだということがすごくわかります。私は最初の委員会で言った通り、当事者ではないので、温度差があると感じております。やはりお互いの事も理解しようと思うのであれば、二つを一つにした条例ができる方がスマートかなと思うのですが…何だか難しいというか、圧倒されております。コミュニケーションと言っても、私の子は重度の子で、長年一緒に生活しているので、生活の面では問題ないです。コミュニケーションの取り方を説明と言われても、そのあたりが分からない。例えば、他の障がいがある子どもさんと、毎日顔を合わせて挨拶をする。そういう部分のところしかないかなと思います。

最初にこの話をいただいた時に、障がい者のコミュニケーションについての条例を検討していくと言われて、今までコミュニケーションについてそこまで深く考えたことがなかったなと思いました。毎日会って話をする、お互い日常の中で、分かり合える部分のコミュニケーションを積み重ねていく、それが中心です。しかし、手話を使う聴覚障がいの方は、道具といって良いのかわかりませんが、道具としての手話をこうしていきたいという強い思いを持っておられます。私自身、どうしたら良いのか分からない、そういう心情です。

## 委員長

ありがとうございます。他の委員さん、いかがでしょうか。

## 委員

盲ろう者の中には、手話を使う者や、それ以外のコミュニケーション手段、例えば指点字や音声言語といった、いろんな方法コミュニケーション方法を使う者がいます。どうするべきか、私も混乱しています。ここに来るまでは、一緒にするべきなのかなと思っていました。けれど、やはり今迷っています。一言で言えば、盲ろう者として考えた場合は、あらゆるコミュニケーションがあるということなので、手話言語とコミュニケーション支援、両方を一緒に考えていただけたら良いのではと思っています。

### 委 員

この検討委員会に参加し、いろんな立場の方と一緒に考えていく中で、自分に関する障がいだけではなく、他の方の意見を聴き、理解することができました。今回初めて、聴覚障がい者の方のことを、今までより深く知ることができました。こういったこともあり、今後栗東市の福祉を考える上では、条例を一本化で一緒に考えていく方が良いのではと思っております。温度差はあるので、手話のことを一緒に取り組んでいき、共に考え条例を進めていきたいと思っております。

## 委 員

今、聾話学校には生徒が 46 人しかおりません。手話を使う子どもいますし、音声言語を使う子どももいます。そのような中で、それぞれの子に分かるように話をすることが私たちの責務ですので、当然手話も使います。ただし、手話だけではなく、日本語の読み書きに繋がるように、必ず声も出します。この条例、どちらかを選択となると、コミュニケーションについてはまとめてと思うのですが、手話言語という意味に関しては、やはり少し違うのかなと思います。私も、資料1・資料3のどちらかを選択という風に考えておりました。今は手話言語について考えるという風に思っていました。しかし、障がい者のコミュニケーション支援に関する資料2の案もしっかりと作られていて、すごいなと思いました。

先ほど今日欠席者の意見の紹介があり、手話言語と障がい者コミュニケーション支援について、一体にすることによってお互いが薄れてしまうのならば分けた方が良いと思いましたし、スマートに考えるのであれば、合わせた方が良いのかなと思いました。どちらか選択というのは、なかなか難しいと思います。

条例や法というのは、ここに書いてあることよりも、法律の判例が大事であるように、しっかり解釈して進めて行くことが大事だと思います。ただ、誰もがそういう風に解釈ができるように、文言を見つめ直さなければと思っております。少し中途半端な意見になりましたが、以上です。

### 委員長

ありがとうございます。両方の意見が出ておりますがここで少し私から。確認したいのですが、条例を二つに分け、手話言語の部分を独立させた場合であっても、障がい者のコミュニケーション支援に関する部分が薄まることはありません。ですので、二つ同時にすることによって、他の障がいのある方のコミュニケーション支援が薄れてしまうことなく、全体的に考えて、すべての障がい種別の方にとって最も便利となる形にしないといけないので、そういう観点で議論が必要です。

前回、栗東市聴覚障害者協会の方から、手話言語の部分をきちんと社会に認知してもらうためには、その方法として条例を独立させることが最良の手段である、一体化するよりも分けた方が、社会に対しての手話言語の部分を認識してもらえるのだという主張があったかと思います。それを委員会としても真摯に受け止めました。次の議論は、この委員会は聴覚障がい者の方だけで構成されているわけではありませんので、分けた時に他の障がいの方にとっても、条例がベストなものになるように議論していく必要があります。したがって、分けた結果ある障がい者のコミュニケーションの部分が弱くなる、薄まってしまうのであれば問題ですが、そういったことがないのであれば、前回の聴覚障がい者の方の主張を受け止めて、結論を出したいと思います。

二つ同時に進めるということが、少し分かりにくいと思います。とはいえ、絶対の原理原則として必要なことは、ここにいらっしゃるどの方も、すべての障がいのある方の支援のための条例として考えていくこと。この基本部分は揺るぎないかと思いますので、後は戦略と言いますか、方法として一番良い形を探っていくことになるのかと思います。もう少しご意見を伺ってから、何とか、決めていきたいと思います。ご意見ありましたらお願いします。

# 委員

先ほど手話は道具というような言葉がありました。私は聴覚障がい者関係の施設で勤めておりまして、そこに手話もできない耳の遠いある高齢の利用者さんが来られて、最初は全く他の方と言葉を交わすことなく、ぽつんとされていらっしゃいました。しかし、みんなの使う手話を、同じように覚えていって、その結果、他の利用者や職員と一緒にしゃべることができ、輪の中に入ることができるようになったというのを身近に見ております。やはり手話というものは聞こえない人にとって、道具ではなく言葉なんだと感じ、そのような理解を広めていきたいと思っておりますし、そうなるべきものだと思います。

当事者である聴覚障がい者団体の方は、自分たちの想いとして手話言語条例と障がい者のコミュニケーション支援条例を分けて、並行して進めてほしいと

いう考えをもっておられます。であれば、やはり当事者の気持ちを一番に考えて 取り組んでいく必要があるのかなと思います。

もう1点。この限られた2時間の1回の会議の中での意見ということもありますので、先ほど欠席の方々のご意見のように、文章に書いていくと、本当の気持ちが書けるのかなと思いますので、この場だけではなくてヒアリングという方法をとりながら進めていくのも一つの方法ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 委員長

ヒアリングというのは、今後の条例の中身についてということでしょうか。

### 委員

条例に関しての内容についてです。

### 委員長

実現可能だとすればどういう形か、事務局で改めて検討いただきたいと思います。この場では条例の在り方に関する意見を、引き続きお伺いしたいと思います。

### 委 員

私たちははっきりとした意見を持っております。手話は言語であるということ認めていただきたい、きちっとした位置付けをして欲しい。つまり、手話言語条例もある、コミュニケーション支援条例もある、これを別立てで同時進行で作っていただきたいという考え方を、はっきりと持っております。一緒では困るということです。

# 委員

障がいがある人たちや障がいがある子どもを持つ親の方のコミュニケーションと、手話言語は別に進めていく必要があるのではないかと思います。手話を教えることや地域に広めていくことと、言語として教えること、この二つは別だと思います。障がいがある子どもを持つ方などは、スポーツなどを通じたコミュニケーションを主に考えていくという方向性もあると思いますし、二つの条例を一緒にするより、別々の方がいいと思います。

# 委 員

みなさんからいろんな意見を出していただきました。この栗東市の条例検討 委員会ですが、今まで全国の県や市などで開かれた条例検討委員会とは、少し性 格が異なると思います。私自身、各地域の話を聞いていますと、聴覚障がい者当事者を中心として議論が進んでいったという話が多いです。ここ栗東市の場合は、いろんな当事者、親の会の方、一緒に活動をしている団体の方などが集まって、それぞれの立場で想いを出し合っている。これはとても大事なことだと思います。このような場があったから、いろんな立場の人の意見を聞いて、市民にとって将来どんな姿が望ましいのか、話し合いながら作っていけるのだと思います。ただし、正直に申し上げますと、今回事務局が出してこられた資料3の案を見ますと、資料1・資料2を合わせて作ったものになっており、一般の人が読んだ場合、結局手話言語とコミュニケーション支援が混同して、分かりにくくなるのではと思います。極端な例で言いますと、食べ物で言うならハンバーガーとフィレオフィッシュを一緒に食べている、そんな風になり、訳が分からないようになるのではと思います。ですから、良いところを合わせて、結局何を目指すのか分からなくなるような感じがしています。

また、資料 2 の情報コミュニケーション支援の条例について、気になるところがあります。言語・情報・コミュニケーション、この三つの言葉があるために、何を目指しているのかが分かりにくいです。情報言語・視覚言語・聴覚言語、この三つを整理をし、情報アクセスについて、もっと明確に整理する必要があると思います。それがないまま、いろいろな障がい者のコミュニケーション支援のためにという言い方になるので、非常に分かりにくいと思います。もっと具体的に言語・情報・コミュニケーションについては情報言語・視覚言語・聴覚言語、この三つをまとめながら、コミュニケーションとしてどのように整理をしていくのか、もう少しいろんな障がい当事者の現状を踏まえて、条文を書いていただいた方が良いのではと思います。そういう内容があれば、みなさんのおっしゃってるように、様々な障がいの立場によって、情報コミュニケーションの整理ができるのではないかと思います。

また、コミュニケーションの前提となる言語について。ろう者にとっての言語である手話は、これまで歴史的に、社会的に権利を奪われてきました。権利を取り戻すということを明文化し、言語としての手話をしっかりと出していただきたいです。そこから、手話をコミュニケーション手段の一つとして、いろんな人とコミュニケーションをとっていくための法整備をする、そのための情報コミュニケーション条例として作っていく。そのような順番が望ましいと思います。今のような状況、スケジュールを考えますと、資料 1・資料 2 を同時進行で進めながら、それぞれの良さや課題を、丁寧に整理し進めていく努力というのは、必要ではないかと思います。

## 委員長

ありがとうございます。他の委員の方、ご意見ありますでしょうか。

委員長として確認させていただきます。手話言語と障がい者のコミュニケーション支援についての条例は、分けることが望ましい、内容が違うんだ、性質上違うものであるから、分けて考えるべきだというご意見がありました。性質上違うことは、ご意見をいただきましたし、理解し受け止めました。ただし、条例の中では、両者の重みは同じものです。分けたとしても、手話言語の部分と、他の障がいのある人のコミュニケーション支援の部分は、テーマとしての重みは、もちろん同じになります。当然そのようなことが前提だと思っておりますが、分けるといっても、障がいのある人の生活を支援していくための条例であるという意味では、重みは全く変わらない、同じであるということは、当然前提とされてますよね。

### 委 員

はい、そうです。

### 委員長

分かりました。そこが一番大事だと思います。この委員会は聴覚障がい、視覚障がい、知的障がい、その他多種多様な障がいのある方が、生活上様々な生きづらさ、不便さを感じながら生活しておられること、その中でコミュニケーションということをキーワードにして進めていくための条例ですので、その部分が共有できていなければ、一緒にしても分けても、条例自体が本来の目的を果たせなくなってしまいます。ただし、進め方として、手話言語の部分は独立させていた方が、全体にとってもこの委員会だけではなく、社会の中で障がいのある人もない方人も含めて暮らしやすくなるための、理にかなっているということであれば、分けていくという方向性にする方が良いのかなと、お聞きして思っておりました。前回からの聴覚障がい者協会のみなさんの主張、委員の方からのご意見としてしっかり受け止めて進めていきたいと思っております。

そして最終の結論を確認していきたいと思います。これまでの議論を踏まえて、二つに分けて進めていく。ただし、コミュニケーション支援の部分がどのような形になったとしても、手話言語の部分とコミュニケーション支援の部分は、全員に共通する大事なこととして進めていく、その原点は決して揺るがないという前提のもとに、二つに分けるという方向があります。これについて、みなさんの中から、やはり一緒が良いというようなご意見があれば、最終確認したいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは私が委員長としてまとめ結論と致しましては、手話言語の部分に関しては独立した別の条例として、この委員会で検討していく。同時に、当初の目的としては同じなのですが、障がい者のコミュニケーション支援のことについても、この全委員の方の話し合いのもとに、最良のものを作っていくということ

で、進めていきたいと思います。つまり二つのものを同時に、この委員会の中で しっかり検討していただくという方向にしたいと思いますが、みなさんよろし いでしょうか。

#### (承認)

反対意見がないようですので、このような結論にしたいと思います。

本当はこの後の議題がとっても大事で、中身の議論をしっかりしなければならないのですが、本日は時間がなくなってしまいましたので、次回になるかと思います。今日実は条例の内容について様々なご意見をいただいておきながら、内容についてはこの後でという対応にさせていただいていたのですが今日いただいた質問を、そのまま記憶に残していただいて、次回以降の議論でさらに深めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。今日この場でどうしても発言したいというご意見がありましたら、最後に伺いますが、いかがでしょうか。

#### (意見なし)

ありがとうございます。

では、議題3その他について、事務局からご説明お願いいたします。

#### 2. 議事 (3) その他

#### 事務局

重要なご審議、ありがとうございました。これから具体的に条例の内容を詰めていくことになります。委員のみなさまにお願いしたいことがあります。8月の半ばぐらいまでに、メール・FAX・用紙記入、何でも良いのですが、今日出させていただいた資料 1・資料 2 についての意見を、事務局の方にご提出いただきたいと思っております。今日いただいた内容の以外にもたくさんあるかと思うのですが、ご意見をいただいて、それに基づきまして、また次回の検討委員会で再度ご提示させていただきたいと思っております。

# 委 員

進め方について要望があります。資料を見ていろいろな意見を事務局に送る ということは良いのですが、できればテキストメールでいただいて、それにコメ ントを打ち込んで送るという方法をしたいのですが、可能でしょうか。

#### 事務局

データでまず送らせていただいて、そこにコメントをいただくということでよろしいでしょうか。メールがある方については、メールさせていただきますし、紙ベースが良いという方、FAXが良い方、どのような方法でも結構です。

詳細につきましてはまた文書で送らせていただきますので 8 月 9 日位まで早いですかその辺、また日程調整をさせていただき、ご連絡させていただきます。

### 委員長

以上で議事を終わります。進行を事務局にお返しします。

#### 4. 閉会

#### 事務局

委員長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様にも活発なご意 見をいただき、ありがとうございました。

次回第5回検討委員会の日程について確認させていただきます。

#### (日程調整)

では、次回会議は9月6日(金)10時から、栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)集会室開催させていただきます。開催案内は後日送らせていただきます。本日は長時間のご協議、ありがとうございました。今後も、よろしくお願いいたします。お気をつけてお帰り下さい。